

日本住宅性能表示基準等の改正について（概要）

令和 3 年 9 月
国土交通省
消費者庁

I. 背景

- 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）に基づく住宅性能表示制度では、日本住宅性能表示基準（平成 13 年国土交通省告示第 1346 号。以下「表示基準」という。）及び評価方法基準（平成 13 年国土交通省告示第 1347 号）により、住宅の性能に関する表示及び評価の方法を定めている。
- 昨年 10 月、第 203 回臨時国会の所信表明演説において 2050 年までの脱炭素社会の実現について宣言されたことを踏まえ、「脱炭素社会に向けた住宅・建築物の省エネ対策等のあり方検討会」が設置され、先般「脱炭素社会に向けた住宅・建築物における省エネ対策等のあり方・進め方」（以下「とりまとめ」という。）がとりまとめられた。とりまとめにおいては、「住宅性能表示制度における断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量等級について、それぞれ ZEH 基準の水準の省エネ性能に相当する上位等級を設定すること」とされており、高い省エネ性能を有する住宅の性能について、住宅性能表示制度において表示できるよう制度の見直しが求められている。
- 今般、これを踏まえ、現行の断熱等性能等級 4 及び一次エネルギー消費量等級 5 の上位等級である断熱等性能等級 5 及び一次エネルギー消費量等級 6 を創設するため、表示基準及び評価方法基準の改正を行う。また、その他の分野についても、これまでの技術的な検討を踏まえ、所要の改正を行う。

II. 改正の概要

表示基準、評価方法基準、住宅性能評価を受けなければならない性能表示事項を定める件（平成 12 年建設省告示第 1661 号）及び長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準（平成 21 年国土交通省告示第 209 号）について、以下の改正を行う。

(1) 表示基準の一部改正

①断熱等性能等級における等級 5 の新設

表示基準別表 1 及び別表 2 中の「5-1 断熱等性能等級」について、現在の等級 4 を上回る性能の等級 5 を創設する。また、現行制度において、断熱等性能等級 4 である場合においては、外皮平均熱貫流率の値を併せて明示できることとしているところ、等級 5 である場合においては、当該値の明示を可能とする改正を行う。

②一次エネルギー消費量等級における等級 6 の新設

表示基準別表 1 及び別表 2 中、「5-2 一次エネルギー消費量等級」につい

て、現在の等級5を上回る性能の等級6を創設する。また、現行制度において、等級5である場合においては、床面積当たりの一次エネルギー消費量を併せて明示できることとしているところ、等級6である場合においては、当該値の明示を可能とする改正を行う。

(2) 評価方法基準の一部改正

① 断熱等性能等級における等級5の新設に伴う評価方法の規定

評価方法基準「第5 評価の方法の基準」中、「5-1 断熱等性能等級」について、等級5（別紙参照）の評価方法を位置付ける改正を行う。

② 一次エネルギー消費量等級における等級6の新設に伴う評価方法の規定

評価方法基準「第5 評価の方法の基準」中、「5-2 一次エネルギー消費量等級」について、等級6（別紙参照）の評価方法を位置付ける改正を行う。

③ 耐震等級等における CLT パネル工法の評価方法の位置付け

評価方法基準「第5 評価の方法の基準」中、「1-1 耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）」、「1-2 耐震等級（構造躯体の損傷防止）」、「1-4 耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）」及び「3-1 劣化対策等級（構造躯体等）」において、CLT パネル工法の評価対象建築物における基準を位置付ける等所要の改正を行う。

(3) 住宅性能評価を受けなければならない性能表示事項を定める件の一部改正

設計住宅性能評価及び新築住宅に係る建設住宅性能評価における、評価を受けなければならない性能表示事項について、断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量等級の評価取得を必須とする改正を行う。

(4) 長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準の一部改正

長期使用構造等とするための措置について、(2)③の改正に伴い、耐震性について、CLT パネル工法の建築物における基準を位置付ける等所要の改正を行う。

(5) その他所要の改正

Ⅲ. スケジュール（予定）

公布：令和3年12月上旬

施行：(1)①②、(2)①②、(3) 令和4年4月上旬

(2)③、(4) 公布の日

※ なお、ZEH 基準を上回る更なる上位の等級について、今後、基準のあり方等について検討を行った上で位置づける予定。

断熱等性能等級 5

次に掲げる基準に適合すること

- イ 外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率が、次の表に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ同表に掲げる数値以下であること。

地域の区分	外皮平均熱貫流率（単位 一平方メートル一度につきワット）	冷房期の平均日射熱取得率
1	0.40以下	—
2	0.40以下	—
3	0.50以下	—
4	0.60以下	—
5	0.60以下	3.0以下
6	0.60以下	2.8以下
7	0.60以下	2.7以下
8	—	6.7以下

- ロ 評価方法基準 5-1 (3) ハ①に掲げる基準に適合すること

一次エネルギー消費量等級 6

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号）に規定する基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）に対する同省令に規定する設計一次エネルギー消費量（エネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量の削減量のうち太陽光発電設備による削減量及びその他一次エネルギー消費量を除く。）の割合が 0.8 以下であること。